

（自動運行装置）

第228条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、自動運行装置の作動中、確実に機能するものであることとする。この場合において、自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるもの又は別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。